

2022年2月1日

教員各位

理事（教育・国際担当）・全学教育・FD委員会委員長
舞 田 正 志

2022（令和4）年4月以降における授業の実施形態について（通知）

2022年4月以降における授業の実施形態については、当初、1月17日開催の全学教育・FD委員会で意見交換した後に、大学としての基本的な方針を示そうと考えておりましたが、2022年度に開講する授業のシラバスを作成し学生に提示しなければならないことから、現時点での方針について、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、新型コロナ対策本部で審議・決定しましたので、下記のとおりお示いたします。今後の感染状況等により変更の可能性があることを予めご了解の上、現時点での方針に基づきシラバスの作成等、来年度の授業に係る準備等を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 現時点での方針

大学設置基準や大学院設置基準の趣旨に鑑みて、授業は対面で実施することが基本となります。しかしながら、遠隔授業（大別して「オンデマンド方式」と「リアルタイム方式」）も授業改善に資する有効な実施方法であると考えられることから、2022年4月以降の授業実施の方針は、次のとおりとします。

【授業実施に係る現時点での方針】

対面授業で実施することを原則とする。その上で、授業担当教員が、高い教育効果を見込み、学習到達目標の達成に資する授業方法であると判断する場合は、遠隔授業での実施を可とする。

2 遠隔授業を実施する場合の指針

2022年4月以降の遠隔授業は、コロナ禍においてやむを得ず実施してきたものとは異なり、遠隔授業は各授業科目の学習到達目標の達成に向けてその特性・利点を生かして授業の改善を図るためのものであるという認識が必要です。そのため、遠隔授業の実施に当たっては、次の指針を考慮するようお願いします。

(1) 遠隔授業実施に当たっての指針

① 遠隔授業の特性を生かした授業の改善

遠隔授業の特性等を参照して、対面授業のみでは困難な学習機会の提供を目的としたものであること（例えば、国内外の著名な研究者を招聘した特別講義の実施やオンデマンド授業を利用したアクティブラーニングの実施など）。

② 授業における対面授業と遠隔授業の割合

学部の授業全体としては、コロナ禍による特別措置がなければ、現時点では卒業要件単位（各学部124単位以上で設定）中の60単位が上限となる。ハイブリッド型授業の場合、その授業が対面授業に相当するかどうかについての基準は示されていないので、半数以上のコマ（15コマであれば少なくとも8コマ以上）は対面授業で実施する方向で授業計画を検討すること。

③ 受講者数・教室収容人数

当分の間は、教室収容人数の制限（講義室は市松模様の座席配置）を継続する可能性が高いため、概論科目等の受講者の多い科目は全ての回を遠隔授業で実施すること。

(2) 遠隔授業実施上の留意事項

① 遠隔授業実施の際の学生への説明

遠隔授業を実施する場合は、事前に学生に対して十分説明することとなり、一方で、感染が悪化している状況では、対面授業を実施した場合に学生から苦情が来たり、また、対面授業の代替措置を講じる必要があったりするので留意すること。

② 遠隔授業実施の場合の授業実施上の要件

テレビ会議システム等を利用したリアルタイム方式で実施する場合は、双方向性が確保されているので問題にならないが、オンデマンド方式で実施する場合は、学生からの質問等の受付方法の周知や学生同士が意見交換できる場の設定（電子掲示板の活用等）が必要となることに注意すること。

3 参考事項

(1) 授業形態別の長所・短所（例示）

① 対面授業

- ・ 従来からの実施方法で、教員に教育方法のノウハウがあるばかりでなく、教員と学生、学生同士のコミュニケーションが図りやすい。
- ・ 特に実験・実習の授業では、対面授業でないと対応できないこともある。
- ・ 体調不良等により対面で出席できない学生に対し別途の措置が必要となる。

② オンデマンド授業

- ・ 教員にとってはあらかじめ授業を作成でき、学生にとっては都合のよい日時を受講することができる。
- ・ 教員と学生、学生同士の同時双方向のコミュニケーションを図ることが難しい。（時間を決めてTeamsを利用したり、チャットやメールを利用したり、学務システム上の掲示板機能を利用したりして対応する必要がある。）
- ・ 復習や繰返し学習が可能で、教育効果が高い面もある。
- ・ 体調不良等により対面授業に出席できない学生への代替措置として有効である。

③ リアルタイム授業

- ・ 時間的な制約は対面授業と変わらないが、体調不良等により対面授業に出席できない学生でも、体調次第で授業に出席できる。
- ・ 体調不良等により対面授業に出席できない学生に対し録画した授業を視聴させることが可能である。

- (2) 遠隔授業等に関する事例等の紹介 (2021年5月21日全学教育・FD委員会委員長通知)
<https://www.kaiyodai.ac.jp/Japanese/shokuin/information/img/fe7fef7239df0ccf558873f4db29a2cc.pdf> 【教職員限定ページ】

【概要】

1 附属図書館

- 遠隔授業（オンライン授業）ガイド
遠隔授業（オンライン授業）の受講方法，実施方法を紹介しています。
http://lib.s.kaiyodai.ac.jp/online_lecture/
- 他大学事例（教員向け）
遠隔授業（オンライン授業）の事例を，用いるツールやハイブリッド授業，成績評価等のカテゴリーに分けて紹介しています。
https://lib.s.kaiyodai.ac.jp/online_lecture/link_faculty/

2 FD研修

- 2020年度第1回FD研修「学務システム(LiveCampus)の授業への活用について」(2020年6月25日(木)オンライン開催)
〔講演者：山下康一氏(株式会社NTTデータ九州ソフトウェアビジネス統括部文教営業担当課長代理)〕
 - ・ [オンライン研修会の動画](#)
 - ・ [小テストデモンストレーション動画\(追加掲載\)](#)
- 2020年度第2回FD研修「遠隔授業の効果的な活用について」(2020年12月7日(月)オンライン開催)
〔講演者：本学教員8人〕
https://www.kaiyodai.ac.jp/Japanese/shokuin/information/img/a3c725083a78042225554af6fe0f101b_1.pdf 【教職員限定ページ】
- 2020年度第3回FD研修「令和3年度からの授業目的公衆送信補償金制度について」(2021年1月29日(金))
文化庁著作権課及び一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)がオンライン開催した説明会動画
<https://www.kaiyodai.ac.jp/Japanese/shokuin/information/img/8198f578fdf5ae1b50d61977f19237d6.pdf> 【教職員限定ページ】